

公共工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用改定について

佐伯市では、これまで平成20年7月に単品スライドに関する運用を定め、工事材料の高騰等に対し不適当な請負代金額とならないよう対応してまいりましたが、昨今の工事材料の急激な高騰等を踏まえ、さらなる不適当な請負代金額への対応を行うため、運用を改定しました。

1. 単品スライドとは

単品スライドとは、佐伯市公共工事請負契約約款第25条第5項に基づく、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を発注者及び受注者双方が請求できる措置のことをいいます。

2. 請負代金額の変更の考え方（工事材料の価格が増加した場合）

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、工事材料の価格増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

※工事材料の価格が減少した場合は、対象工事費の1%を超える減額分を発注者が受注者に請求することになります。

3. 改定内容について

《改定前》

- （1）工事材料の価格増加分は、工事材料の受注者が購入した「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。
- （2）受注者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出。

《改定後》

- （1）購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- （2）鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

4. 適用基準日

令和5年1月19日以降に請求が行われた工事から適用します。